

## 道営住宅事故報告書

〇〇建第 〇〇〇〇 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

建設部長様

〇〇 振興局長

次のとおり、道営住宅敷地内で事故が発生したので、報告します。

## 記

項目		事項	
事故発生の日時		〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分頃	
事故発生時天候		曇り	
事故発生の場所 （住所）		〇〇市道営住宅〇〇団地〇号棟敷地内（〇〇市〇〇町〇丁目〇番地）	
事故発生事実の 特定		別紙①のとおり	
事故 の 内 容	事故の詳細	<p>〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃、株式会社〇〇〇〇の〇〇市清掃委託車（運転者〇〇〇〇）が、団地敷地内に設置されているゴミステーションに近づくため市道から団地内の通路に後進で乗り入れたところ、車両の左後輪が通路のU字側溝のグレーチング蓋（鉄製）に触れた際に当該グレーチング蓋が跳ね上がり、車両下部のオイルタンクが損傷したもの。</p> <p>なお、事故車両は運転士1名、作業員2名の3名体制で運行しており、事故発生時に作業員2名は車外で作業を行っていた。</p>	
	被害の 程度	物 損	当事者が運転していた車両の破損（燃料タンク部分）
		人 身	なし
	被害確認	確認日時	〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分頃
	確認者氏名	〇〇振興局建設指導課 主査（建築住宅） 〇〇 〇〇	
		同 建築住宅係長 〇〇 〇〇	
	損害額	〇〇〇〇 円（別紙見積書のとおり）	
被害物件の状況	所有者	株式会社 〇〇〇〇	
	氏名・住所	代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
	連絡先	電話 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇（担当：〇〇 〇〇）	
	運転者	〇〇 〇〇	
	住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
	連絡先	株式会社〇〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	保険関係	相手側は使う意志なし	
	登録番号	〇〇800は〇〇〇〇	
車両メーカー	〇〇〇	年 式	〇〇年
		年式(車名)	〇〇〇塵芥車

被害物件の詳細 当該車両の破損詳細は別紙写真のとおり

事故発生場所の概要	<p>事故現場の敷地内通路は、市道と直角に接している。通路の片側に側溝が設置されており、グレーチングがはまっているが、市道から敷地内通路への進入に際してグレーチング上を通過しなければならないものではない。</p> <p>また、敷地内通路は、歩行者用通路としての性格が強いものであるが、緊急車両の通行やバリアフリーの観点から、車の乗り入れは禁止されていない（通路の舗装及びグレーチングの強度も、車両荷重に耐えられるものである。）。</p> <p>なお、市道から通路を約6メートル進入したところにゴミステーションが設置されている（別紙②図面参照）。</p>			
営造物の管理状況	所有権者	北海道（〇〇振興局）	占有権	北海道（〇〇振興局）
	管理者	〇〇振興局		
	管理状況	直営		
事故現場の確認	確認年月日	〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分		
	確認者の所属	〇〇振興局〇〇建設管理部建設行政室建設指導課		
	職氏名	主査（建築住宅）	〇〇	〇〇
		建築住宅係長	〇〇	〇〇
事故発生後、現在までにとった措置	別紙③のとおり			
所轄警察署からの参考意見	なし（警察へは通報していない）			
瑕疵の存否・理由	別紙④のとおり			
因果関係の存否・理由	別紙④のとおり			
相手方過失割合・理由	<p>事故車両は後進により敷地内通路に進入したため、運転手からグレーチングが見えにくかったとはいえ、</p> <p>① 外見上もグレーチングが浮き上がっていることが確認できること</p> <p>② 作業員2名が車外におり、車両の進路に注意していれば破損したグレーチングを発見し事故を回避することができたこと</p> <p>③ 当事者は週2回ごみ収集を行っており、現場を日常的に訪れていたことから、当事者の車両の運転方法にも問題があったと思われるので、相手方にも過失があると解する。</p>			
振興局の意見	<p>今回の事故に関しては、グレーチングの設置管理に瑕疵が認められるが、当事者の運転方法にも問題があると思われ、相手方の過失も勘案して、その与えた損害について賠償を行うべきものと考えます。</p>			
その他				
添付書類	事故現場及び被害物件写真			

(別紙①)

【事故発生事実の特定】

1 特定者

〇〇振興局建設指導課 主査（建築住宅）〇〇 〇〇

2 事故当事者の主張

当事者（株式会社〇〇〇〇の〇〇市清掃委託車）が、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃、道営住宅〇〇団地〇号棟の敷地内に設置されているゴミステーションに後進により近づいた際に、後輪が側溝のグレーチングに触れたところ、当該グレーチングが跳ね上がって清掃車のオイルタンクにぶつかったため、オイルタンクが破損しオイルが漏れた。

事故の原因は、グレーチングが適切に管理されておらず、歪んで溝にはまっていたためである。

3 事故発生事実特定の理由

現地確認の結果では、

- ① グレーチングは、事故前の形状は明らかではないが、事故後に確認したところ、本体が明らかにゆがんでおり、一方の端に荷重を加えると反対側が跳ね上がるような不安定な状態である。
- ② グレーチングがはまっていた側溝の本体は、経年変化による不陸が生じていた。
- ③ 目視できる車両の破損箇所（オイルタンク）の形状から、明らかに金属などの固い物質が突き刺さったと考えられる。
- ④ 事故発生箇所付近にガソリン漏れの痕跡があった。

以上の事項を確認しており、今回の事故は、当事者の主張どおり、グレーチング自体が歪んでおり不安定な状態にあったところ、被害車両が側溝上を通過した際に、これを踏み込んだためにグレーチングが跳ね上がり、車両のオイルタンクを破損させたものと考えられる。

以上のことから、事故発生の事実は当事者の主張どおりであると特定できるものとする。

(別紙③)

【事故発生後、現在までにとった措置】

1 事故発生日時

〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分頃

2 事故発生後の経過及び措置

① 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）

〇 〇〇時〇〇分頃

株式会社〇〇〇〇の〇〇取締役が〇〇振興局建設指導へ来庁し、道営住宅〇〇団地〇号棟敷地内で〇〇時〇〇分頃に同社が所有するゴミ収集車に事故があったことを建設指導課職員へ伝えた。

また、その折、事故車両の修理費の補償を望む旨の申し立てがあった。

〇 〇〇時〇〇分頃

〇〇振興局建設指導課〇〇主査（建築住宅）及び、〇〇建築住宅係長が事故の状況について、株式会社〇〇〇〇の事故車の運転手及び〇〇取締役の立ち会いのもと現地確認及び事故が発生した現場状況の写真撮影を行った。

現地確認において、清掃車によりオイルタンク破損により道営住宅敷地内通路及び市道へ漏れたガソリンの洗い流し作業を行っている状況を確認した。また、事故車のオイルタンクが破損していることを確認した。

〇〇主査から〇〇取締役へ事故状況が確認できたことを現地で伝えた。また、先に申し立てがあった補償の可否については現時点で不明だが庁内において事故に係る報告などの事務手続きを進める旨を伝えた。

〇 〇〇時頃

〇〇振興局建設指導課〇〇主査（建築住宅）が事故原因となったグレーチングの形状等の確認、写真撮影を行った。

また、歪んだグレーチングの取替を行うまでの間、危険を防止するためにグレーチングの上に土嚢を設置した。

② 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）

〇 〇時〇〇分頃

株式会社〇〇〇〇の〇〇取締役から振興局へ電話があり、事故車を株式会社〇〇〇〇店へ修理に出した旨の連絡があった。

③ ○○年○○月○○日（○）

○ ○○時○○分頃

○○振興局建設指導課○○主査（建築住宅）から株式会社○○○○の○○取締役へ電話にて、事故車の運転手及び当日の作業員の氏名、年齢と事故発生までに事故車の運転手が事故現場へゴミ収集に訪れていた頻度について確認した。

④ ○○年○○月○○日（○）

○ ○○時○○分頃

○○振興局建設指導課○○主査（建築住宅）から株式会社○○○○の○○取締役へ電話し、事故車両の車検証の写し、事故車運転手（○○氏）の免許証の写し、損害額の見積書の写しの提出を依頼した。

⑤ ○○年○○月○○日（○）

○ ○○時○○分頃

株式会社○○○○より事故車両の車検証の写し、事故車運転手（○○氏）の免許証の写し、損害額の見積書の写しの提出があった。

（別紙④）

#### 【瑕疵の存否・理由】

事故発生場所は、住棟前の敷地内通路の側溝であり、設置されているグレーチングは、どこにも固定されない形状のものである。

○○振興局では、日常の住宅管理業務において、当該側溝及びグレーチングについて目視による観察をしているが、定期点検は行っていない。

事故が発生した側溝に接する敷地内通路については、○○年○○月に舗装補修を行っており、この補修工事があってから現在に至るまで、側溝及びグレーチングに関して入居者からの苦情や通報はない。また、○○振興局の職員が○○年○○月○○日に敷地内通路を歩行しているが、特に異常は確認していない。

しかしながら、本件グレーチングは、通路の車の通行や冬期の除雪作業により車載荷重を受け、歪みを生じていたと推測されるところである。

ところで、公の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、判例によれば、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、これに基づく国及び公共団体の賠償責任については、その過失の存在を必要としない（最判昭和45. 8. 20）」とされている。

さらに、その瑕疵の判断基準は、判例によれば、「当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきもの（最判昭和53. 7. 4）」とされている。

事故が発生した住棟前の敷地内通路は、入居者や来訪者が日常的に通行する区域であり、通行の安全性を確保する必要があるところ、側溝のグレーチングが歪んだ形状で置かれており、グレーチングを踏むとこれが跳ね上がるような状況は、グレーチングの本来の目的（側溝への転落防止）を達成できないのみならず、通路の通行の安全性を欠いていたものと言わざるを得ない。

なお、敷地内通路は、あくまで歩行者用通路の性格が強いものではあるが、緊急車両や福祉車両などがやむを得ず乗り入れることまでは排除しておらず、車の通行を全面的に禁止しているものではない。本件にあっては、管理者が敷地内通路を乗り入れた位置にゴミステーションを設置しており、清掃車が敷地内通路に例外的に乗り入れることを想定していたと考えられ、事故当事者の行為は敷地内通路の通常の用法の範囲内であると思われる。

したがって、本件は、敷地内通路及びグレーチングの管理に瑕疵があったものと考えられる。

#### 【因果関係の存否・理由】

今回の事故は、グレーチング自体に歪みが生じていたため、グレーチングの一方の端に荷重が掛かると跳ね上がる状態であったところ、清掃車が敷地内通路への進入に際してグレーチングの上を通過したため、その荷重によりグレーチングが跳ね上がり、清掃車のオイルタンクを損傷させたものである。

グレーチングが正常な形状で管理されていれば、グレーチングが跳ね上がることはなく、グレーチングの上を通過した車両を損傷することもなかったと考えられることから、グレーチングの管理瑕疵と損害との間には因果関係があるものと解する。